

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和5年4月1日

個人情報 ファイルの名称	消費者相談管理ファイル
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	産業経済部　くらしと観光課 担当　消費者センター係 電話番号 03（ 3579 ） 2266
個人情報ファイルの 利用目的	消費者基本法第19条第1項、消費者安全法第8条に基づく消費生活相談業務を、円滑かつ効果的に行うため、相談処理の過程を、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）へ入力し記録する。記録の蓄積により即時検索や、データ分析を全国規模で行い、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るために利用し、保有している。
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	消費生活相談者（保存年限である直近3年度分及び現年度分）
記録情報の収集方法	収集の相手方：消費生活相談者 収集の手段：電話（口頭）、窓口（口頭、紙）により収集
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	☐ 含む（ ） ☒ 含まない
記録情報の 経常的提供先	☒ あり（経常的提供先　経済産業省、警察署、独立行政法人　国民生活センター、消費者庁、東京都消費生活総合センター、東京都生活文化スポーツ局消費生活部） ☐ なし
開示請求等を受 理する組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課 〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報 ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができるとの期間		
備考	業務の名称	消費者相談に関する業務（P I O－N E T 分）
	ファイルに記録される本人の数	約 4, 0 0 0 人
	その他	